事務連絡

三芳町各農家組合組合員 御中

観光産業課 農業振興担当

令和7年度農業改善事業補助金の追加募集について

日頃より、農業振興行政の運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げ ます。

さて、今年度の農業改善事業補助金につきまして、募集期間に申請され た方の申請総額が当初予算額に達しておりません。

つきましては、今回の当初予算の残額分(1,125,314円)について追加募集を行います。

追加で補助金申請をご予定の方は、<u>令和7年8月8日(金)までに</u>下記問合せ先まで<u>必ず</u>ご相談ください。

なお、今回の追加募集につきましては別添「令和7年度農業改善事業補助金の概要(追加募集分)」もご確認ください。

問合せ先:三芳町観光産業課 農業振興担当

TEL 049-258-0019 (内線 212)

FAX 049-274-1013

令和7年度 農業改善事業補助金の概要(追加募集分)

生産基盤の整備または経営改善のために、機械化や施設等の共同導入により労働力の省力化、効率的で安定的な生産を実現できる体制の確立を図ることを目的としている。この補助金は、それらに要する費用の一部を町が補助金として交付し、農業者の負担軽減を図る制度です。

記

- 1. 令和7年度の追加募集分の補助金予算額は、1,125,314円となっています。
- 補助率については、事業費の3分の1以内とします。
 (補助金限度額は1,000,000円。ただし、ヤマ掃き等に使用する器具・機械の購入等は300,000円)
- 3. 補助対象は、導入しようとする関係農家。認定農業者または農家集団(原則として町内在住の農業者2戸以上で組織された団体)であること。 (農家集団にあっては耕作面積の合計が2.0 ヘクタール以上あること)
- 4. 追加募集の申請総額が、追加募集分の補助金予算額(1,125,314 円)を超え た場合は、全体を按分した額が補助額となります。
- ※ 申請関係者は、補助金を交付された場合、以後5年間は交付申請できません。 ただし、埼玉県知事による特別災害の指定を受けた場合を除く。
- ※追加で補助金申請をご予定の方は、<u>令和7年8月8日(金)までに</u>下記問合せ 先まで<u>必ず</u>ご相談ください。

【補助対象例】

トラクター・収穫機・選別機・予冷庫・堆肥運搬車・肥料散布機・緑肥すき込み機・ビニールハウス・農業用井戸・刈払機・チェーンソーヤマ掃き等に使用する器具(熊手、カゴ)など

※ 本概要は令和7年度農業改善事業補助金(追加募集)のお知らせになります。

【問い合わせ・申し込み先】三芳町観光産業課 農業振興担当

電話:049(258)0019 内線212